

埼玉県被疑者写真取扱要領

平成20年12月25日

鑑 第 1 4 2 2 号

警 察 本 部 長

埼玉県被疑者写真取扱要領の制定について（通達）

この度、被疑者写真の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第18号）及び被疑者写真の管理及び運用に関する細則の一部を改正する訓令（平成20年警察庁丙第27号・鑑）の施行に伴い、警察庁被疑者写真照会業務のシステムが更新されたことから、埼玉県被疑者写真取扱要領（平成12年埼例規第62号・鑑）の全部を別添のとおり改正し、平成21年1月4日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県被疑者写真取扱要領

第1 趣旨

この要領は、被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）、被疑者写真の管理及び運用に関する細則（平成2年警察庁訓令第6号。以下「細則」という。）その他の定めによるもののほか、埼玉県警察における被疑者写真記録の作成及びその組織的な管理並びに運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 警察庁システム 警察庁情報管理システムの警察総合捜査情報システムをいう。
- (2) 写真登録端末装置 刑事部鑑識課に設置された被疑者写真県費端末装置をいう。
- (3) 写真照会端末装置 県内被疑者写真照会を行うことができる警察本部の犯罪捜査を担当する所属及び警察署に設置された埼玉県警察ネットワークシステムの指定端末装置をいう。
- (4) 県内被疑者写真データベース 県内で作成した被疑者写真記録を保管管理するデータベースをいう。

第3 被疑者写真の撮影

- 1 被疑者写真の撮影に当たっては、眼鏡、かつら等によって顔の特徴に変化が生じないかを確認し、変化がある場合には、その状態を更に撮影すること。
- 2 撮影した被疑者写真は、速やかに警察庁システムにより記録すること。

第4 被疑者写真記録の作成要領

- 1 刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、あらかじめ警察本部の犯罪捜査を担当する所属の長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）から通知された被疑者写真記録作成担当者（以下「作成担当者」という。）に作成者コードを付与するものとする。
この場合において、鑑識課長は、被疑者写真記録作成者コード管理票（様式第1号）に必要事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。
- 2 作成担当者は、細則第2条の規定により定められた事項を警察庁システムにより入力し、被疑者写真記録を作成するものとする。

- 3 被疑者写真記録を作成した作成担当者は、指紋資料等作成処理簿（埼玉県警察指掌紋取扱要領（平成10年埼例規第7号・鑑・捜三）様式第1号）に当該被疑者写真記録の写真番号を記載するものとする。

第5 被疑者写真記録の送受信

- 1 警察署長等は、前記第4の2の被疑者写真記録を、警察庁システムにより鑑識課長に速やかに送信するものとする。
- 2 前記1により被疑者写真記録を受信した鑑識課長は、当該被疑者写真記録の内容を審査した後、警察庁システムにより警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）に送信し、及び写真登録端末装置により、県内被疑者写真データベースに登録するものとする。この場合において、鑑識課長は、被疑者写真記録処理一覧（様式第2号）に必要事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

第6 被疑者写真記録の保管

鑑識課長は、前記第5の2により県内被疑者写真データベースに登録された被疑者写真記録を、次のいずれかの事由により抹消するまでの間、整理保管しておくものとする。

(1) 当該被疑者写真記録に係る者が死亡した。

(2) 前記(1)に掲げる場合のほか、当該被疑者写真記録を保管する必要がなくなったと認められる。

一部改正〔平成26年第207号〕

第7 被疑者写真の照会

- 1 規則第6条の規定により警察庁犯罪鑑識官に対し、警察庁システムにより被疑者写真照会を行った警察署長等は、警察情報管理システム等運用要領（平成23年情管第2547号）第7の4に定めるところにより照会記録の確認を行うものとする。この場合において、被疑者写真のプリント出力又はファイル出力を行ったときは、警察庁システムから印字出力される様式により、当該照会に係る出力状況等を明らかにしておくものとする。
- 2 前記1によるほか、警察署長等は、県内被疑者写真照会を行う職員（以下「県内照会担当職員」という。）が、写真照会端末装置により、県内で作成した被疑者写真記録に係る県内被疑者写真照会を行うことができる。この場合において、県内照会担当職員は、写真照会端末装置から印字出力される照会・出力資料管理簿（様式第3号）により、照会状況等を明らかにしておくものとする。

3 前記2の照会は、警察署においては、事件の捜査を主管する課の長の依頼により行うものとする。

一部改正〔平成22年第206号、令和3年第38号〕

第8 被疑者写真の閲覧

警察署長等は、規則第7条の規定により被疑者写真を閲覧させる範囲を、必要最小限度にとどめるものとする。

一部改正〔平成22年第206号〕

第9 被疑者写真の管理

1 前記第7の1又は2の照会結果に基づき、被疑者写真をプリント出力し、若しくはファイル出力し、又は当該被疑者写真を受領した鑑識課長及び警察署長等は、それぞれ備え付けた被疑者写真出力資料管理簿（様式第4号。以下「管理簿」という。）により、出力状況、利用結果等を明らかにしておくものとする。

2 鑑識課長及び警察署長等は、照会を伴わない方法で被疑者写真をプリント出力し、又はファイル出力した場合は、前記1に準じて管理するものとする。

3 被疑者写真の利用結果については、当該被疑者写真の担当者が裁断若しくは消去による廃棄状況又は交付（移管）先を明確にし、警部以上の階級にある警察官又は同等の職にある一般職員は、管理簿により当該処理が適正に行われたか否かを確認すること。

また、鑑識課長及び警察署長等は、管理簿内に記載された全ての被疑者写真が廃棄若しくは消去又は交付（移管）された時点で、当該処理が適正に行われたか否かを確認し、紛失等事故の絶無を期するものとする。

全部改正〔平成22年第206号〕、一部改正〔平成26年第207号〕

第10 安全の確保

1 端末装置の管理

鑑識課長及び警察署長等は、警察庁システムに係る端末装置を適正に管理するため、使用者をそれぞれ指定し、当該端末装置の管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 使用者に指定した職員の指紋登録を行うこと。

(2) 指定した使用者以外に端末装置を操作させないこと。

(3) 端末装置を設置している場所には、原則として指定した使用者以外の者を入室させな

いこと。

2 情報セキュリティ対策

情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策その他の事項については、警察情報セキュリティに関する規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第40号）、警察情報セキュリティ管理要綱（平成26年情管第795号）、警察情報システム及び管理対象情報の取扱要領（平成26年情管第796号）及び警察情報システムにおける情報セキュリティ要件（平成26年情管第797号）に定めるところによる。

3 入力資料及び出力資料並びに照会に関する記録の取扱い

入力資料及び出力資料並びに照会に関する記録の適正な取扱いについては、前記第7の1及び2並びに前記第9に定めるところによるほか、警察情報管理システム等運用要領に定めるところによる。

一部改正〔平成23年第2549号、26年第207号、30年第669号、令和3年第38号〕

実施日

この通達は、平成21年1月4日から実施する。

実施日（平成22年3月25日鑑第206号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成23年11月15日情管第2549号）

この通達は、平成23年12月1日から実施する。

実施日（平成26年3月28日鑑第207号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日情管第669号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和3年1月21日鑑第38号）

この通達は、令和3年1月21日から実施する。

実施日（令和3年3月30日務第670号）

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式別表省略】